

共用部の消防計画 目次

目 次		備 考
1	目的と適用範囲	
2	管理権原者	
3	防火管理者	
4	消防機関への連絡等	
5	防火管理資料の保管等	
6	防火対象物の法定点検(防火対象物点検)等	
7	消防用設備等の法定点検	
8	点検検査結果の記録及び報告	
9	避難経路の維持管理	
10	工事中の安全対策	
11	震災対策	
12	附則	
(備考)		

(作成時の注意事項)

- 1 実態に合わせて、追記又は削除を行ってください。
- 2 統括防火管理に該当し、全体の消防計画を定める場合は、全体の消防計画と内容が相違のないように作成してください。

共用部分の消防計画

_____年_____月_____日作成

1 目的と適用範囲

- (1) この計画は、共用部分の防火管理について必要事項を定め、火災等の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、_____の共用部分（以下「当該共用部分」とする。）に出入りする全ての関係者に適用する。
- (2) 管理権原者の権原の範囲は、別添図面であり、当該部分において、この計画を適用するものである。

2 管理権原者

- (1) 管理権原者_____は、当該共用部分の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- (5) 管理権原者は、全体についての防火管理に係る消防計画に基づき、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

3 防火管理者

- (1) 防火管理者は、_____とする。
- (2) 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示、当該消防計画及び全体についての防火管理に係る消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - ア 消防計画の作成及び変更
 - イ 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - ウ 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - エ 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）の立会い
 - オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - カ 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - キ 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - カ 収容人員の適正管理
 - キ 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策
 - ク 従業員に対する防災教育の実施
 - ケ 管理権原者への提案や報告
 - コ 放火防止対策の推進

4 消防機関への連絡等

防火管理者は、次に掲げる届出を行うこと。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等点検結果報告書（防火対象物全体で報告する際は必要なし）

(4) 防火対象物点検結果報告書

5 防火管理資料の保管等

防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、防火管理維持台帳に保管すること。

6 防火対象物の法定点検(防火対象物点検)等 【 防火対象物点検 該当・非該当 】

(1) 防火対象物の法定点検(防火対象物点検)は、点検業者に委託して行う。

(2) 防火管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

7 消防用設備等の法定点検 【消防用設備点検の業者点検 該当・非該当】

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

(2) 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

8 点検検査結果の記録及び報告

法定点検の実施者は、防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。点検検査結果については、防火管理維持台帳に編さんする。

9 避難経路の維持管理

(1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

(2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

(3) 避難経路の維持管理については定期的に点検し、障害となる物品があった場合は、速やかに除去すること。

10 工事中の安全対策

(1) 防火管理者は、工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ火災予防上必要な指示を行うこと。必要がある場合は、工事中の安全計画を作成させ消防本部に提出させること。

(2) 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

ア 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。

イ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

エ 危険物等を持ち込む場合には、そのつど、防火管理者の承認を受けること。

オ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

カ その他防火管理者の指示すること。

11 震災対策

(1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するため、定期的に建物、避難施設等について点検を実施する。

(2) 地震発生時に、防火管理者は、二次災害の発生を防止し使用再開時の安全を確保するため、建物等について点検を実施し、異常が認められる場合は応急処置を行う。

12 附則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。